

令和元年度指導監査の実施結果

名称	指導監査 実施年月日	実地監査に係る 文書指摘事項	是正改善状況
社会福祉法人 安芸高田市 社会福祉協議会	令和1年6月3日	1 法人運営 (1) 役員の活動旅費が報酬であるならば、報酬の額が評議委員会の決議により定められていないので、是正すること。	—
		(2) 理事の報酬等支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合性が取れていないので、整理、見直しをすること。	—
		(3) 役員の活動旅費が報酬であるならば、規定に基づく月額役員報酬額や役員等報酬総額(年総額)最高限度額を超えて支払われているので、是正すること。	—